

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	5 6	担当課	薬務衛生課
法令名	製菓衛生師法施行令	根拠条項	5-1 6-1	許認可等の内容	製菓衛生師免許証の書き換え交付、再交付	
<p>•製菓衛生師法施行令 昭和四十一年十二月二十四日政令第三百八十七号 〔厚生・自治大臣署名〕</p> <p>(免許証の書き換え交付)</p> <p>第五条 製菓衛生師は、製菓衛生師免許証(以下「免許証」という。)の記載事項に変更を生じたときは、免許証の書き換え交付を申請することができる。</p> <p>2 前項の申請をするには、申請書に免許証を添え、これを免許を与えた都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>(免許証の再交付)</p> <p>第六条 製菓衛生師は、免許証を破り、よごし、又は失つたときは、免許証の再交付を申請することができる。</p> <p>2 前項の申請をするには、申請書を免許を与えた都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>3 免許証を破り、又はよごした製菓衛生師が第一項の申請をする場合には、申請書にその免許証を添えなければならない。</p> <p>4 製菓衛生師は、免許証の再交付を受けた後、失つた免許証を発見したときは、五日以内に、これを免許を与えた都道府県知事に返納しなければならない。</p>						